

第2部 土地所有者等の皆さんへ

産業廃棄物の保管のために、他の者に所有地を貸したりするなど土地を提供するときには、事業者から十分な説明を受けて下さい。

不適正な産業廃棄物の保管が行われた場合、土地所有者等に対しても知事の勧告が行われたり、正当な理由なくその勧告に従わないときは氏名や名称、当該土地の所在及び地番やその勧告内容を公表することがあります。

I. 保管者が勧告に従わない場合における土地所有者等への勧告について

保管者が第1部のIIの6（P5）の場合において、正当な理由なく当該勧告に従わない場合には、知事は、土地所有者等に対して、当該保管者によって産業廃棄物の保管が適正になされるようにするための必要な措置を行うように勧告することができます。したがって、土地所有者等から、当該保管者に対して適正な保管を行うような働きかけが必要となります。

II. 不適正な産業廃棄物の処分がなされた場合における土地所有者等への勧告・公表について

処理基準に適合しない産業廃棄物の処分（長期的に管理されていない保管や不法投棄など）がなされたときは、土地所有者等に対しても、県又は関係機関等への通報、地域の生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止、不適正な処理の是正や適正な処理がおこなわれるようにするために必要な措置を講ずるように勧告することができます。（※ 当該処分を行った者に対しては、通常、廃棄物処理法の措置命令等の行政処分や罰則が適用されることになります。）

また、土地所有者等が正当な理由なくその勧告に従わないときは、その氏名や名称及び住所、当該勧告の対象となった土地の所在及び地番、当該勧告の内容について公表することができます。